

## 1 基本方針「創ります 守ります 滋賀の風土」

土木交通行政を取り巻く環境は、これまで経験したことがない変化を迎えています。気候変動の影響により、水害・土砂災害が激甚化・頻発化し、さらに近い将来には巨大地震の発生が懸念されています。社会の変化では、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、高度経済成長期を中心に集中的に整備された既存インフラの老朽化などに加えて、人件費や原油をはじめとした物価高騰が経済や生活等に甚大な影響を及ぼしており、これらのリスクや変化に着実に備え、戦略的に対応していくことが喫緊の課題となっています。国においては、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、中長期的かつ明確な見通しのもと、激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスによる老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について、重点的かつ集中的に対策を講じ、安全・安心な社会の構築を進めることとされています。

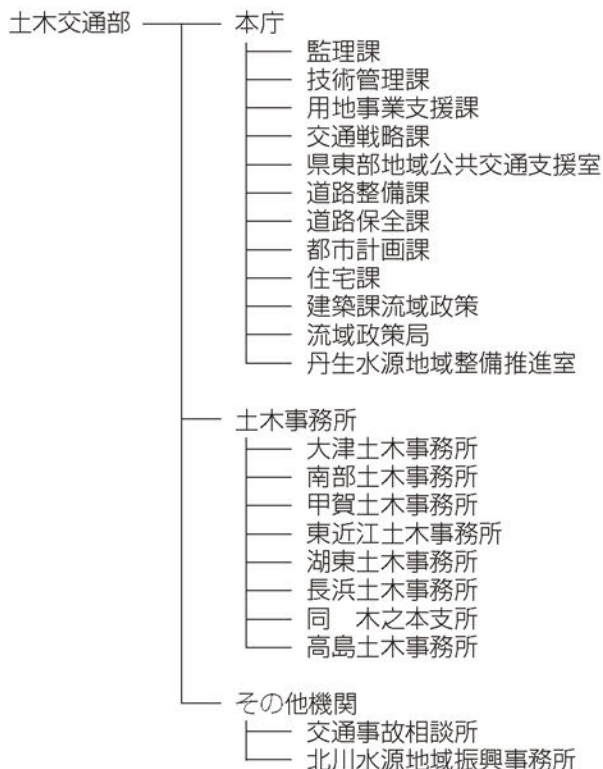
令和7年度の土木交通部は、基本構想で描く、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指し、自然環境が持つ多様な機能も活かした防災・減災対策や「予防保全型」インフラメンテナンスへの転換、加えて安全で快適に移動できる道路ネットワークの整備、通学路等の安全確保、地域の特性に応じた公共交通ネットワークの形成や公園の魅力向上、水辺での子ども向け事業である「みずべのこ」などに取り組みます。また、これらの事業執行に当たり、計画的な発注や地域経済の活性化へ配慮するほか、DX推進による生産性向上や担い手確保・育成に向けた取組により、「地域の守り手」である建設産業の活性化に繋げてまいります。

このような国の方針や本県基本構想に基づく取組を踏まえつつ、それらを実行する過程で、当部に与えられた予算・組織を有効活用し、この秋開催の「国スポ・障スポ」に向けた準備や機運醸成、レガシーづくりはもとより、「子ども・子ども・子ども」、「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」、「グリーンインフラの推進」といった県政の重要政策を着実に展開します。また、「横断歩道利用者ファースト運動」の励行やYouTubeチャンネル「いなすまどぼっく」登録者数の増大など、当部職員全員が力を合わせ、身近なところから「滋賀県職員の志（パーパス）」を意識できる施策に取り組み、パーパス県政を実践します。

貴重な予算と組織を最大限活用することで事業効果の早期発現に努め、各施策を通じて、県民の皆さまのニーズに応えられるよう、適切かつ円滑な事業執行に精一杯取り組んでまいります。

## 2 組織（令和7年4月1日現在）

## (1) 土木交通部関係機構の概略



## (2) 職員数（課付、所付で国・府県・市町等への派遣職員は除く。）

| 所属           | 職種 | 事務  | 技術  | 技術員 | 計   |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 部            |    | 2   | 5   |     | 7   |
| 監理課          |    | 23  | 1   |     | 24  |
| 技術管理課        |    | 1   | 10  |     | 11  |
| 用地事業支援課      |    | 9   | 7   |     | 16  |
| 交通戦略課        |    | 11  | 1   |     | 12  |
| 県東部地域公共交通支援室 |    | 2   | 0   |     | 2   |
| 道路整備課        |    | 5   | 18  |     | 23  |
| 道路保全課        |    | 5   | 9   |     | 14  |
| 都市計画課        |    | 7   | 16  |     | 23  |
| 住宅課          |    | 12  | 11  |     | 23  |
| 建築課          |    | 0   | 42  |     | 42  |
| 流域政策局        |    | 18  | 41  |     | 59  |
| 「本庁計」        |    | 95  | 161 |     | 256 |
| 大津土木事務所      |    | 13  | 34  | 1   | 48  |
| 南部土木事務所      |    | 17  | 49  | 2   | 68  |
| 甲賀土木事務所      |    | 14  | 38  | 2   | 54  |
| 東近江土木事務所     |    | 18  | 38  | 1   | 57  |
| 湖東土木事務所      |    | 15  | 41  | 1   | 57  |
| 長浜土木事務所      |    | 12  | 32  | 4   | 48  |
| 同木之本支所       |    | 11  | 29  | 2   | 42  |
| 高島土木事務所      |    | 12  | 27  | 1   | 40  |
| 「土木事務所計」     |    | 112 | 288 | 14  | 414 |
| 北川水源地域振興事務所  |    | 0   | 3   |     | 3   |
| 「その他機関計」     |    | 0   | 3   |     | 3   |
| 合 計          |    | 207 | 452 | 14  | 673 |

※交通事故相談所は道路保全課職員が、丹生水源地域整備推進室は流域政策局および長浜土木事務所同木之本支所の職員が兼務

# 土木交通部の概要

(3) 土木事務所管内図および事務所位置図



● 各土木事務所では、概ね以下のような組織で業務を行っております。

(事務所によって組織・業務は異なりますので、詳しくは各事務所のホームページをご覧ください。)

| 課     | 主 な 業 務                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 経理用地課 | 地域防災・危機管理対応、工事の入札・契約、公共用地取得・損失補償等に関する業務、地方合同庁舎の管理                                |
| 管理調整課 | 道路・河川・砂防の許認可、国・市町等との土木事業に係る総合調整、土砂災害防止法に関する情報の発信、事業の広報啓発、建築物に関する確認審査および指導等に関する業務 |
| 道路計画課 | 県管理道路の新設・改築・維持補修に関する業務                                                           |
| 河川砂防課 | 県管理河川の改修、砂防施設の整備、県管理ダムの管理等に関する業務                                                 |